

補助金を活用して、新たな事業にチャレンジしてみませんか？

小規模事業者持続化補助金

作成した経営計画にて実施する販路開拓や生産性向上の取り組みに対し50万円を上限に補助金が出ます。また、上限が200万円の特別枠や50万円が上限額に上乗せされる特例もあります。(第12版公募要領に基づいています)

小規模事業者(※)を対象に、商工会議所の助言を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って販路開拓等に取り組む費用の $\frac{1}{3}$ を補助します。

[補助上限:通常枠50万円、資金引上げ枠・卒業枠・後継者支援枠・創業枠200万円、インボイス特例50万円上限額上乗せ]

(※) 補助対象小規模事業者

○卸売業・小売業

常時使用する従業員の数 5人以下

○サービス業のうち宿泊業・娯楽業

常時使用する従業員の数 20人以下

○サービス業(宿泊業・娯楽業以外)

常時使用する従業員の数 5人以下

○製造業その他

常時使用する従業員の数 20人以下

※申し込みにあたり、補助金申請者が所在する地区的商工会議所で書類を確認する作業が必要なため、締切日まで余裕を持った日程で、商工会議所にご相談下さい。

取り組み例



商品開発

○新商品の開発に
要する費用



集客力UPの為の 店舗改装

○陳列・レイアウトの改善費用
○幅広い年齢層の集客を図る
ための費用



商談会などへの出展

○新たな販路を開拓
するための展示会
などへの出展費用



広告宣伝

○チラシ作成・配布費用
○広告掲載費用
○看板設置費用

